

日本新生のための新発展政策（平成12年10月19日）（抜粋）

## 第2部 具体的施策

### II. 産業新生のための事業環境整備

#### 4. 金融システムの安定化・金融市場の活性化

##### （1）検査・監督体制の強化

インターネットを活用した金融業の進展等を受け、金融機関に対する専門性の高い検査・監督・モニタリングを一層充実するとともに、市場ルールの遵守及びコンプライアンスの徹底を図り、民間ノウハウを積極的に活用しつつ、検査・監督・監視体制を強化し、預金者及び市場等から信頼される搖るぎない金融システムの再構築を図る。

##### （2）金融システムの安定化

自己資本の不足する金融機関については、早期是正措置等を的確に講じ、各金融機関の自助努力を促す。また、公的資本増強については、その申請期限が平成13年3月末（協同組織金融機関については平成14年3月末）までであることを念頭に置いて、金融機関の健全性の確保を図るため引き続き的確に対応する。金融システムの安定化に万全を期するため、新たに設置される危機対応勘定を含め、十分な公的資金枠を確保する。

##### （3）CPのペーパーレス化等

- ・CPのペーパーレス化のための法案を次期通常国会に提出する。株式、社債等各有価証券について決済の迅速化の早期実現を図るとともに、統一的なシステムでの決済を可能とするための法的整備を行う。
- ・国際的な会計基準等の動向等を踏まえた会計基準の着実な整備を図る。
- ・銀行の健全性を確保しつつ、我が国金融の活性化や利用者利便の向上を図る観点から、異業種参入に伴う銀行法等の整備や他業禁止の緩和等について検討を進め、所要の制度改正を行う。

緊急経済対策（平成 13 年 4 月 6 日）（抜粋）

## 第 2 章 具体的施策

### 1. 金融再生と産業再生

#### （1）金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決

##### ① 不良債権の抜本的なオフバランス化

###### 1) 原則

(ア) 主要行は、以下の原則に基づき、オフバランス化（債権放棄などにより貸借対照表上の不良債権を落とすことをいう。）を進める。

a. 破綻懸念先以下の債権に区分されるに至った債権について、原則として 3 営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。

b. 既に、破綻懸念先以下の債権に区分されているものについては、原則として 2 営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。

c. なお、オフバランス化に当っては、以下の点に十分留意する。  
・オフバランス化の判断は、各行の経営に与える各種リスク、地域経済に与える影響等も含め経済合理性に基づき行うものとする。  
・私的整理における関係者間の調整等に当っては、下記② 1) のガイドラインに沿って、早期かつ円滑な調整に努める。

(イ) 債務者が中小企業の場合であっても、各企業の実態等も十分に踏まえつつ、企業の再建及びそれに伴う不良債権のオフバランス化に取り組むことを要請する。

(ウ) 以上の措置に伴い、地域金融機関を含む金融機関の不良債権のオフバランス化が進み、経営の健全性が確保され、次代を担う新規産業に対する円滑な資金供給等その社会的使命が一層果たされるとともに、経済の構造改革に資することが期待される。

(エ) なお、以上の措置は本年 4 月 1 日に開始した営業年度より実施する。

###### 2) オフバランス化の実績公表と行政によるモニタリング

(ア) 主要行に対して、不良債権のオフバランス化の実績を、毎期、公表するよう要請する。

(イ) 金融庁は、上記原則に基づき、主要行のオフバランス化の進展状況をフォローアップする。

### 3) 資本増強行のフォローアップにおける考え方の明確化

不良債権の積極的な処理により、自己資本に対する業務純益の水準(ROE)又は当期利益の実績が計画ベースの数値より3割以上低下した場合の考え方(いわゆる3割ルールの適用)について、不良債権のオーバーバランス化を促進させることの重要性を踏まえ、その明確化を図る。

### 4) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止

各金融機関に対し、要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止のための体制整備を求める。

## ②企業再建の円滑化

### 1) 経営困難企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関する原則の確立

経営が困難な企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関して、関係者間の調整プロセスの公正、円滑化を図るため、私的整理における再建計画の策定等に係る調整手続等について、関係者の共通認識が醸成されることが望ましい。このため、関係者に働きかけて、政府も参加する検討の場を設け、いわゆるガイドラインとして早急に取りまとめた上、公表する。

### 2) 産業再生法の活用

産業再生法において、新たに、債権放棄を含む事業再構築計画の認定基準を明確化(計画終了時に、有利子負債をキャッシュフローベースでの収益の10倍以内とする等)し、事業再構築に取り組む企業への政策融資(日本政策投資銀行の融資制度の拡充等により、非設備資金を含めた事業資金を円滑に供給)とともに、併せて、債権放棄の税務上の取扱いに関する迅速かつ円滑な対応を行なうための相談体制の整備等により、私的整理の取り組みを側面から支援する。

### 3) 建設産業の再編の促進

技術と経営に優れた企業が伸びられる環境を整備するため、公共工事入札・契約適正化法等により不良・不適格業者の排除を徹底するとともに、合併等の企業連携に対する支援、市場原理に沿った公共工事の発注方策の検討等、建設業界の再編の促進に向けた市場環境の整備を進める。

### 4) 会社分割法制の活用

本年4月、会社分割法制及びこれに関連する税制が施行されたことから、事業を再構築して経営の効率性の向上を図るために、会社分割法制を有効に活用することを民間関係者に要請する。

### 5) 会社更生法、民事再生法の改善

会社更生法について、より使いやすい法制に改めることとし、所要の

改正案を平成14年中に国会に提出する。民事再生法についても、今後の運用実績を踏まえ、増資に関する特則手続きの創設、再建計画策定中の融資（DIPファイナンス）における優先性の向上なども含めて検討し、平成15年度を目途に必要な見直しを行う。

### ③金融機関の債権放棄等の円滑化

1)企業の再建計画策定中の融資（DIPファイナンス等）の円滑化

(ア)企業の再建計画策定中の融資（DIPファイナンス等）の円滑化について十分分配慮し、資金供給に前向きに取り組むよう、民間金融機関に要請するとともに、併せて、公的金融機関も積極的に対応する。

(イ)民事再生法、会社更生法におけるDIPファイナンスに関し、日本政策投資銀行において設けられた融資制度（事業再生融資制度）の積極的な活用を図るとともに、中小企業に対するDIPファイナンスの円滑化に向けた方策について検討を進める。

2)デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）の活用

デット・エクイティ・スワップによって取得した株式について、銀行法上の5%ルールの運用の明確化を図るとともに、流動化促進策等を検討する。

3)公的金融機関等による対応

民間金融機関が債権放棄を行おうとする場合に、公的金融機関等についても、上記② 1)のガイドラインによる調整プロセスの公正性、国民負担への影響等に十分分配慮しつつ、適切な対応を検討する。

4)税務上の円滑な対応

金融機関が行う債権放棄の税務上の取扱いについては既に平成10年に明確化が図られているところであり、今後、金融機関がオフバランス化を促進させることに伴い、税務相談体制の整備など迅速かつ円滑な対応を図るとともに、上記② 1)のガイドラインに基づく債権放棄の税務上の取扱いについて検討する。

5)金融検査マニュアルの明確化

金融検査マニュアルの明確化の観点から、実態に応じ共益債権（DIPファイナンス等）を非分類、二分類等に分類できることを明らかにするなど、必要な措置を検討する。

### ④債権の流動化

1)整理回収機構（RCC）の機能の一層効果的な発揮

民間金融機関より不良債権を受託する信託業務等、RCCの機能の一層効

果的な発揮を検討する。(また、RCC による健全銀行の不良債権買取り業務を延長する。)

2) 債権の売買に関する契約書、取引方法等の標準化

債権の流動化に関し、日本ローン債権市場協会（JSLA）における契約書、取引方法等の標準化について、早期に結論を得るように要請する。債権流動化に係るデータの標準化を図る。

3) 債権回収会社（サービスサー）の取扱債権の範囲の見直し

債権回収会社の取扱債権の範囲を大幅に拡大することにより、債権回収等の円滑化に努める。

⑤その他

1) 中小企業への対応

不良債権のオフバランス化及び企業再建の促進に伴って、対象となる企業と取引等の関係にある中小企業が、連鎖倒産の危険など経営の安定に不測の支障を生じないよう、金融面で適切に対応するとともに、中小企業自身の健全化に向けての前向きな努力を経営革新対策により積極的に支援する。

2) プロジェクトファイナンスの普及

今後、金融機関が、プロジェクトファイナンス等各事業毎の収益性に着目した融資を積極的に活用することを期待する。

(2) 銀行の株式保有の制限について

我が国金融システムの構造改革を推進し、その安定性への信頼を高めていくためには、不良債権のオフバランス化促進策とあわせて、銀行の保有する株式の価格変動リスクを銀行のリスク管理能力の範囲内に留めることにより、銀行経営の健全性が損なわれないことを担保するため、株式保有制限の在り方に関する制度整備を行う必要がある。銀行の保有株式を制限することは、株式持合いの縮小を通じて我が国株式市場の構造改革と活性化を促すとともに、コーポレート・ガバナンスの改善などをも通じ、我が国経済の再生にも寄与するものである。他方、こうした施策に伴う銀行の株式放出が短期的には株式市場の需給と価格形成に影響し、株価水準によっては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もあり、こうした観点から公的な枠組みを用いた一時的な株式買取りリスクームを設けることとする。

①銀行の株式保有制限の導入

銀行の保有株式を買い取る前提として、銀行の株式保有額を銀行のリス

ク管理能力の範囲内に制限するための制度整備を行う。

具体的には、銀行の保有する株式を、例えば自己資本の範囲内とし、それを超えて保有する株式は、一定期間内に処分するものとする。

### ② 株式買取りスキームの概要

- 1) 株式の買取りは、法律に基づき銀行等からの拠出により設立される銀行保有株式取得機構（仮称）が行う。その際、預金保険機構の活用を含め、株式買取りに要する資金に対する政府保証等公的な支援を検討する。
- 2) 株式の買取り先は銀行（信託業務を営む銀行にあっては信託勘定を除く。）とする。
- 3) 買取りは時価により行うが、買取り対象銘柄については、上場投信（ETF）の組成をも考慮して一定のルールにより決定する。
- 4) 当該機構が取得した株式の処分については、上場投信（ETF）、投資信託、確定拠出年金などを活用する。

### ③ 今後の進め方

上記制度整備及びスキームを実施するための具体案を確定し、法的手当てを含めた細目について可及的速やかに成案を得る。

## 2. 証券市場の構造改革

個人投資家による長期安定的な株式保有の促進等証券市場の活性化を図る等の観点から、以下の措置を講ずる。

### （1）金庫株の解禁及び株式の投資単位当たりの純資産額基準の撤廃

以下について本通常国会で法改正の動きがあることを踏まえ、必要な検討を行う。

- ・取得目的が制限され、ストックオプション以外の保有を禁止されている自己株式について、取得目的に関する規制を撤廃するとともに、自己株式の保有（いわゆる金庫株）を一定の規制の下で認める。また、金庫株の解禁にあたって必要とされる、インサイダー取引規制における手当てや株価操縦の防止に関するルールの整備とともに、自己株式の取得・処分に関するディスクロージャーの充実、証券取引等監視委員会の体制強化等を図る。
- ・個人投資家等が少額でも株式投資を行うことができるよう現行の株式の大きさ（投資単位）に関する規制を撤廃し、自由に設定できるようにする。

### （2）確定拠出年金及び確定給付企業年金

個人又は事業主が拠出した年金掛金を、個人が自己責任において運用指

図を行い、掛金と運用収益を基に年金給付額を確定する形のポータビリティが確保された年金制度導入等を図る確定拠出年金法案や、確定給付型の企業年金の受給権保護等を図る確定給付企業年金法案の本通常国会での早期成立を期する。

(3) 証券決済システムの改善

証券のペーパーレス化や決済期間の短縮等を図るため、社債、CP、国債等について振替制度を創設する等、所要の法整備を図る。

(4) 株価指数に連動する現物出資型の上場投資信託（ETF）

現物出資型を導入することを通じ、簡便かつ機動的に少額の投資ができる、株価指数に連動する新たな商品を投資家に対し提供することにより市場の厚みが増すなど、市場活性化に貢献することが期待される ETF の制度整備を進める。